

中町道の駅条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和六年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十四号

中町道の駅条例の施行期日を定める規則

中町道の駅条例（令和三年十二月奈良県条例第三十二号）の施行期日は、令和六年三月二十六日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。